

# 新潟市本社機能施設 立地促進事業補助金

市外から本社を移転する企業や、市内の本社機能を拡張する企業に対して、立地を支援する制度を設けています。

## ◆ 対象者

### 全業種

※風営法第3条の許可を要する風俗営業など一部業種を除く

## ◆ 事業概要



概要	設備投資型〈最大補助額7億5,000万円〉	オフィス型〈最大補助額5億1,000万円〉
対象エリア	●市内全域	●にいがた2kmエリア対象 (新潟都心地域、右上図参照) <b>2km</b>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本社機能部門(※1)の新設・移転・拡張に係る設備投資5,000万円以上を行う場合</li> <li>●新規常用雇用者(※2)(※3) 市外からの移転型5名以上 市内での拡充型15名以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市外に本店を設置する企業が本店登記を市内に変更し賃借する場合</li> <li>●新規常用雇用者(※2)(※3) 事業所面積50坪未満5名以上 事業所面積50坪以上15名以上</li> </ul>
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設備投資補助(土地・建物・償却資産) (ア)市外からの移転型:投下固定資産額の20%【限度額5億円、1回限り】 (イ)市内での拡充型:投下固定資産額の10%【限度額3億円、1回限り】</li> <li>②雇用促進補助 【限度額5,000万円/年、5年間】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規雇用者100万円/人 新卒・Uターン(※4)50万円/人加算</li> <li>・非正規雇用25万円/人 正規転換75万円加算</li> <li>・役員の住民票異動100万円/人(※5)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所賃料補助:賃借料の75% 【限度額5,000万円/年、5年間】</li> <li>②雇用促進補助 【限度額5,000万円/年、5年間】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規雇用者100万円/人 新卒・Uターン(※4)50万円/人加算</li> <li>・非正規雇用25万円/人 正規転換75万円加算</li> <li>・役員の住民票異動100万円/人(※5)</li> </ul> </li> <li>③設備購入費、移転運搬費補助: 経費の50% 【限度額1,000万円、1回限り】</li> </ul>
補助金指定申請期限	土地取得・賃貸借契約・建築請負契約(土地取得・賃貸以外)の前日まで	
補助金交付申請期限	事業開始後1年を経過した日から1ヶ月以内(2年～5年を経過した日においても同じ)	

(※1) ①調査・企画部門 ②研究開発部門 ③国際事業部門  
④その他の部門(総務、経理、人事等)

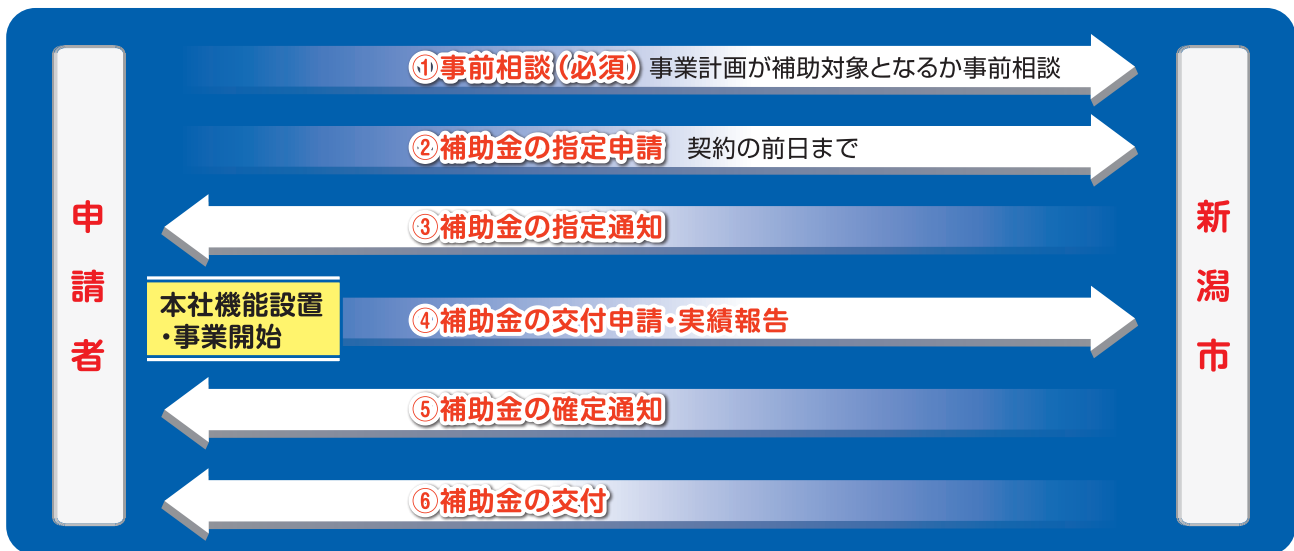
(※2) 新規常用雇用者:当該補助金交付指定日から起算して3月前から事業開始の5年後までに「新たに常用雇用した市民」又は「市外から新潟市に住民票を異動した従業員」で雇用保険の一般被保険者の方

(※3) 基準日:事業開始の1年を経過した日(2～5年を経過した日においても同じ)に雇用している人数要件

(※4) 新卒者:新潟市内に1年以上住民票を有し、雇用保険資格取得年月日の前日から3年以内に高校、専門学校又は大学等を卒業し、他企業で正規常用雇用者としての勤務経験がないもの。  
Uターン者:新潟市内に1年以上住民票を有し、雇用保険資格取得年月日の前日から1年前までの期間に新潟県外から市内に転入したもの(転勤等による勤務地変更は除く)。

(※5) 当該補助金交付指定日から起算して3月前から事業開始後5年以内に住民票を新潟県外から市内に異動し、かつ異動後1年以上経過していること。

## ◆ 手続きの概要



## ◆ 提出書類

### ● 設備投資型

#### 指定申請

- (1) 補助金交付指定申請書
- (2) 会社概要
- (3) 事業計画書
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 土地及び建物売買契約書(案) (状況に応じて建物建築請負契約書(案)又は土地及び建物賃貸契約書(案))
- (6) 土地及び建物の平面図
- (7) 法人の登記事項証明書
- (8) 最新の決算書
- (9) 市税の納税証明書
- (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

#### 交付申請

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 本社機能施設概要説明書
- (3) 本社機能施設の配置図及び平面図
- (4) 土地及び建物売買契約書又は土地及び建物賃貸借契約書
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書
- (6) 本社機能施設の建築に係る設計書及び明細書並びに契約書及び領収書
- (7) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証及び同法第7条第5項の規定による検査済証
- (8) 取得した固定資産の明細書及び領収書
- (9) 新規常用雇用の住民票、給与台帳、事業所別雇用保険被保険者台帳
- (10) 正規常用雇用の雇用契約書
- (11) 新卒者・UIターン者であることが分かるもの
- (12) 役員の新潟県外から市内への住民票異動が分かるもの
- (13) 市税の納税証明書

### ● オフィス型

#### 指定申請

- (1) 補助金交付指定申請書
- (2) 会社概要
- (3) 事業計画書
- (4) 賃貸借契約書(案)
- (5) 設備購入費及び移転運搬費の明細書並びに予定価額を明らかにする書類
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 最新の決算書
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

#### 交付申請

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 本社機能施設概要説明書
- (3) 本社機能施設の配置図及び平面図
- (4) 賃貸借契約書
- (5) 事業所賃借料の請求書及び領収書
- (6) 新規常用雇用の住民票、給与台帳、事業所別雇用保険被保険者台帳
- (7) 正規常用雇用の雇用契約書
- (8) 新卒者・UIターン者であることが分かるもの
- (9) 役員の新潟県外から市内への住民票異動が分かるもの
- (10) 設備購入費及び移転運搬費の請求書並びに領収書
- (11) 市税の納税証明書

◆ **申請窓口** 制度については、下記窓口にお問い合わせください。

## 新潟市 経済部 企業誘致課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL.025(226)1689 (直通)

FAX.025(228)2277

E-mail : kigyo@city.niigata.lg.jp



新潟市企業立地

検索

(令和5年4月作成)